



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 大 研 医 器 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 圭 一  
(コード番号: 7775 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 山 田 雅 之  
経 営 管 理 本 部 長  
(TEL. 06-6231-9917)

### 定款の一部変更、取締役および監査役の報酬限度額の改定に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 15 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 19 日開催予定の第 57 期定時株主総会に、定款の一部変更、取締役および監査役の報酬限度額の改定の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更の件

##### (1) 変更の理由

今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第 17 条の取締役の員数の上限を 7 名以内から 10 名以内に変更するものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

| 現行定款                                                                     | 変更案                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 第 4 章 取締役及び取締役会<br><br>(取締役の員数)<br><br>第 17 条 当社の取締役は、 <u>7 名</u> 以内とする。 | 第 4 章 取締役及び取締役会<br><br>(取締役の員数)<br><br>第 17 条 当社の取締役は、 <u>10 名</u> 以内とする。 |

##### (3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2025 年 6 月 19 日

定款変更の効力発生日予定日 2025 年 6 月 26 日

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額に関しては、2011 年 6 月 24 日開催の第 43 期定時株主総会において、報酬等限度額を年額 340 百万円以内（うち社外取締役分は年額 10 百万円以内）、監査役の報酬等の額に関しては、2002 年 6 月 20 日開催の第 34 期定時株主総会において、報酬等限度額を月額 3 百万円以内とご承認いただき現在に至っております。

今般、今後の事業展開の促進を見据えたコーポレートガバナンス体制の強化にあたり取締役及び監査役の責務や期待される役割がますます増大していること及び今後も適切な人材を安定的に確保し、状況に応じて機動的に拡充していく観点から、取締役の報酬等限度額を年額 400 百万円以内（うち社外取締役分は年額 50 百万円以内）、監査役の報酬等限度額を年額 40 百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会の審議・答申を経ており、相当であると考えております。

以上